

1. 確認申請等手数料

令和7年4月1日

区分			床面積の合計等	確認申請	中間検査	完了検査	
						中間検査を受けたもの	中間検査を受けていないもの
建築物に関する確認の申請	昇降機に係る部分が含まれない場合		30㎡以内のもの	9,000円	19,000円	19,000円	22,000円
			30㎡を超え、100㎡以内のもの	19,000円	25,000円	25,000円	28,000円
			100㎡を超え、200㎡以内のもの	33,000円	31,000円	35,000円	38,000円
			200㎡を超え、300㎡以内のもの	43,000円	40,000円	50,000円	53,000円
			300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	71,000円	57,000円	83,000円	86,000円
			1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	100,000円	77,000円	100,000円	110,000円
			2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	280,000円	150,000円	160,000円	170,000円
			10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	410,000円	260,000円	260,000円	270,000円
			50,000㎡を超えるもの	800,000円	540,000円	540,000円	550,000円
建築設備に関する確認の申請	小荷物専用昇降機以外の建築設備 (エレベーター、エスカレーター等)		1基につき	22,000円	—	—	36,000円
	小荷物専用昇降機			8,000円	—	—	20,000円
	小荷物専用昇降機以外の建築設備 (エレベーター、エスカレーター等)	計画変更		10,000円	—	—	—
	小荷物専用昇降機	計画変更		6,000円	—	—	—
工作物に関する確認の申請	工作物			20,000円	—	—	22,000円
	工作物	計画変更		8,000円	—	—	—

注）原則、令和7年4月1日以降に申請する確認・検査手数料は、上表のとおりですが、令和7年3月31日までに確認済証の交付を受け工事着手した建築、建築設備の設置、工作物の築造工事については、令和7年4月1日以降に申請する計画変更確認申請や完了・中間検査手数料は旧手数料（改正前手数料）となります。

手数料の区分における床面積の算定方法について

区分			床面積の算定方法
確認申請 中間検査 完了検査	新築または増築		当該建築に係る部分の床面積
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え		当該移転、修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1
確認申請 (計画変更)	新築または増築		当該建築に係る部分の床面積の合計の2分の1 (床面積を増加する場合にあっては、当該増加する床面積)
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え		当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1

※建築物の確認申請には、この他に建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る申請手数料が加算される場合がございます。

2. 認定・許可・証明書交付等手数料

仮使用認定申請		建築基準法第7条の6	1件につき	120,000円
仮設建築物建築許可申請		建築基準法第85条第6項	1件につき	120,000円
敷地と道路との関係の建築認定申請		建築基準法第43条第2項第1号	1件につき	27,000円
道の位置の指定申請	建築基準法第42条第1項第5号	指定	1件につき	50,000円
		変更	1件につき	25,000円
		廃止	1件につき	25,000円
建築台帳記載証明書交付			1件につき	300円